

令和7年度、令和8年度及び令和9年度
山口市物品・業務委託等競争入札参加資格審査申請要領

随時受付用

山口市(上下水道局を含む。)が発注する売買、貸借、請負その他の契約(工事及び建設コンサルタント業務等を除く。)(以下「物品等」という。))に関する競争入札に参加するための資格審査を希望される事業者は、以下の要領により申請書類を提出してください。

申請書類の提出について

1 資格審査の申請期間、申請方法及び提出先

(1)申請期間 毎月1日から15日まで(令和7年4月から令和9年12月までの間)

閉庁日を除く。15日が閉庁日の場合は、直後の開庁日まで

(2)申請方法 郵送によること(宅配便も可) ※期間内必着

(3)提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市総務部契約監理課 宛

※封筒の表に「物品等申請書在中」と朱書きをお願いします。

(4)問い合わせ先

山口市総務部契約監理課(入札監理担当)

TEL 083-934-2710

電子メール keiyaku@city.yamaguchi.lg.jp

2 競争入札参加資格の有効期間

申請月の翌月1日から令和10年3月31日まで(例:4月申請→5月1日認定)

3 競争入札参加資格

一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。))に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人とする。

(1)次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2)次のいずれかに該当して競争入札に参加させないことができるとされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に

基づき過大な額で行った者

キ 上記アからカまでのいずれかの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)市町村税(特別区においては、区税及び都税)を滞納していない者であること。

法人の場合は、山口市と契約を締結する本店又は委任先の支店・営業所等の所在地の市町村(東京23区は、都)における全ての税目を対象とする。

また、山口市外に契約を締結する本店又は委任先の支店・営業所等を置く法人で、山口市内に有する事務所(支店、営業所、連絡所など)がある場合は、上記に加えて山口市における全ての税目も対象とする。

個人の場合は、居住地の市町村(東京23区は、区及び都)における全ての税目を対象とする。

なお、対象の税目について、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により徴収の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。

(4)登録を希望する営業種目において、営業を行うことについて法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けている者であること。

4 申請書類 ◎:必須 △:備考を参照し提出の有無について判断が必要

次の申請書類を、順番どおりに並べ、事前に申請書類をチェックの上、**申請書類チェックリストを一番上に添付し、クリアファイルにはさんで提出してください(ホチキス不可、A4フラットファイル不要、穴あけ不要)。**

申請書類		備考
申請書類チェックリスト	◎	下記申請書類を順番に並べ、提出書類をチェックする。
① 競争入札参加資格審査申請書	◎	様式第1号
② 登録希望業種調書	◎	様式第2-1号、様式第2-2号
③ 営業の許可(登録)証明書等	△	業種により必須(写し可)
④ 営業経歴書	◎	様式第3号 申請日直前2営業年度(決算年度)分
⑤ 使用印鑑届/委任状	◎	様式第4号
⑥ 資本関係及び役員兼任に関する調書	◎	様式第5号
⑦ 事務所等位置図及び事務所等写真	△	様式第6-1号、様式第6-2号 次のいずれかに該当する場合は必須 (1) 競争入札参加資格審査申請書【1】の本店で契約する場合で、本店が山口市内の場合 (2) 競争入札参加資格審査申請書【2】の委任先で契約する場合で、委任先が山口市内の場合 (3) 競争入札参加資格審査申請書【3】に記載がある場合
⑧-1 登記事項証明書(登記簿謄本)	◎	【法人の場合必要】所管の法務局で交付
⑧-2 身分証明書		【個人の場合必要】本籍地の市区町村で交付
⑨-1 財務諸表 (決算報告書の写し)	◎	【法人の場合必要】申請日直前1営業年度分 (決算の確定したもの)
⑨-2 財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書の写し。これらを作成しない場合は収支決算書の写し)		【個人の場合必要】申請日直前1営業年度分 (決算の確定したもの)
⑩ 市町村税の「滞納の無いことの証明書」 又は全ての税目の「納税証明書」 ※国税、県税の証明書は不要。 ※東京23区においては都税 (個人は区税及び都税) ※地方税法の規定により徴収の猶予を受けている場合の提出書類は、6ページを参照。	◎	【法人の場合必要】 { ・本店で契約する場合 本店の所在地のもの ・委任先(本店以外の営業所等)で契約する場合 その営業所等の所在地のもの 上記に加え、様式第1号「競争入札参加資格審査申請書【3】に記載がある場合は、山口市の「滞納の無いことの証明書」を併せて添付。 ----- 【個人の場合必要】居住地のもの
⑪ 返信用封筒(認定通知書送付用)	◎	長形3号 宛先記入 110円切手貼付

【注意事項】

※⑧⑩各証明書については写し可としますが、申請日前3箇月以内に証明されたものののみ有効となります。

1 申請における注意事項

- (1)申請書類については、前回申請時から変更しておりますので、必ず山口市公式ウェブサイトからダウンロードしたものを使用してください。
- (2)申請書及びその添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な記載をしなかった場合には、競争入札参加資格の認定が受けられないことがあります。また、認定を受けた後に、それらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあります。
- (3)補正を求められた場合、指定された補正期限までに補正が行われなかったときは、当該申請による認定は行いません。

2 申請書類記入における注意事項

①競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

【法人番号】	国税庁長官から通知された 13 桁の法人番号を記入してください。なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記入は不要です。
【1】本店	「登記簿住所」の欄は、「本店住所」の欄に記入された住所と登記簿の住所が異なる場合に記入してください。 ※本店で契約する場合は、契約書等に記載する名称・役職名等を正確に記入してください。 ◆本店で契約する場合、メールアドレスについては入札、契約事務で使用するものを記入してください。
【2】委任先の支店・営業所等	本店以外で山口市と契約される場合に記入してください。 本店で山口市と契約される場合は記入不要です。 ※契約書等に記載する名称・役職名等を正確に記入してください。 ◆メールアドレスについては入札、契約事務で使用するものを記入してください。
【3】上記以外に山口市内に有する事務所がある場合	◆山口市内に契約権限のない支店、営業所、連絡所等を有する場合は記入し、 山口市の「滞納の無いことの証明書」 を添付してください。
【4】法人・個人の別	【法人の場合】法人の欄に○を記入してください。 【個人の場合】個人の欄に○を記入してください。
【5】営業年数	申請日現在の営業年数(1年未満の端数は切り捨て)を記入してください。
【6】従業員総数	◆申請日現在の人数を記入してください。 ◆職種は問わず常時雇用している者については「従業員」の欄に人数を記入し、 <u>役員、非常勤雇用の者等</u> については「その他職員等」の欄に人数を記入してください。 ◆「委任先のみ」の欄には、【2】に記入した委任先の支店・営業所等の人数を記入してください。
【7】申請担当者	提出書類等の問い合わせに回答できる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

②登録希望業種調書(様式2-1号、様式2-2号)

登録を希望する業種の「登録」の欄に○を記入してください。

「許可」の欄に◎がある業種は、営業の許可(認可、免許)証明書等の提出が必要です。提出を要する営業の許可(登録)証明書等は、10ページ以降の営業種目一覧表を御確認ください。

また、各区分の99(その他)を選択したときは、その直下の行に具体的な業種名を記入してください。枠内に書ききれない場合は、欄外に区分・コードと併せて、具体的な業種名を記入してください。

※記入例

99	その他	○
	メーターの交換等	←

「その他」の下の方に具体的な業種名を記入してください。

③営業の許可(登録)証明書等の写し

営業に関し必要な登録・免許又は許可等を要する場合は、資格を有することなどが確認できる証明書等の写しを添付してください。必要な許認可等については、10ページ以降の営業種目一覧表を参照してください。

なお、上記②の登録希望業種調書「許可」欄中、◎のものについては、添付が必須となり、△のものについては任意となります。

④営業経歴書(様式第3号)

登録を希望する営業種目ごとに作成してください。

(例)「1-1.印刷・製本-写植」と「1-3.印刷・製本-地図」の登録を希望するときは、「1.印刷・製本」について調書の作成が必要。

新規参入等で実績がない場合は、「営業種目」の欄のみ記入し、注文者の欄に「なし」と記入して提出してください。

申請日直前の2営業年度(決算年度)において請け負った契約(未完了のものを含む。)のうち、主なものを記入してください。契約金額については、消費税込みの金額で記入してください。

※官公庁に限らず請け負った全ての契約を対象とします。

※自社様式等の営業経歴書を作成されている場合は、自社様式のみを添付してください。

⑤使用印鑑届/委任状(様式第4号)

本店契約の場合 (使用印鑑届に相当)	1にのみ 必要事項を記入してください。 使用印鑑に見積書や契約書に押印する印鑑(丸印(代表取締役之印や代表者之印等の個人を示すもの))を押印してください。社印(いわゆる角印)は使用印としては認められませんので御注意ください。
支店・営業所等の委任先で契約する場合 (使用印鑑届及び委任状に相当)	2にのみ 必要事項を記入してください。 受任者印(使用印)欄には、受任者(支店長、営業所長等)が見積書や契約書に押印する印鑑(丸印(支店長之印や所長之印等の個人を示すもの))を押印してください。社印(いわゆる角印)は使用印としては認められませんので御注意ください。 物品等に係る本市との契約は、全て当該委任先と締結することになります。金額や契約内容、業種等により委任先を変更することはできません。 委任期間は、申請月の翌月から令和10年3月31日までとなります。

※ 1及び2の両方に記入押印した場合は無効となりますので、必ず1又は2のいずれか一方に記入押印してください。

※ 鮮明な印影となるよう、濃い朱肉を使用し、ずれたりすることのないように押印してください。

⑥資本関係及び役員兼任に関する調書(様式第5号)

- ・資本関係(親会社等、子会社等)及び役員兼任については山口市の競争入札参加資格者名簿への登録の有無に関係なく記入してください。
- ・【親会社等の状況】は、会社法第2条第4号の2の規定によるものが対象です。有、無のどちらかを○で囲んでください。「有」を選択した場合は、親会社等の状況について記入してください。
- ・【子会社等の状況】は、会社法第2条第3号の2の規定によるもののうち、様式第2-1号、様式第2-2号「登録希望業種調書」の登録欄に○をした営業種目のいずれかを営む会社等のみが対象です。有、無のどちらかを○で囲んでください。「有」を選択した場合は、子会社等の状況について記入してください。
- ・【兼任役員の状況】は、兼任先の会社等が様式第2-1号、様式第2-2号「登録希望業種調書」の登録欄に○をした営業種目のいずれかを営む場合のみが対象です。有、無のどちらかを○で囲んでください。「有」を選択した場合は、兼任役員の状況について記入してください。
- ・「親会社等」「子会社等」「役員」その他の用語の定義や詳細事項は、別に示しています「資本関係・人的関係の取扱基準」によります。※社外取締役、会計参与、監査役、執行役員は「役員」の対象外。

※虚偽の内容を記載したときや、記載内容に変更があったにも関わらず変更届の提出がないときは、指名停止の対象となる場合や入札を無効とする場合があります。

⑦事務所等位置図及び事務所等写真(様式第6-1号、6-2号)

山口市内に本店・支店等を置く事業者の場合のみ

- ・本店、支店及び営業所・連絡所等を山口市内に置く場合は、提出してください。(委任されていない営業所等も提出が必要です。)

※様式第1号申請書の【1】～【3】で記載した本店・支店等が山口市内の場合。

- ・事務所外観写真は、看板等の事務所とわかる表示が写っているものとしてください。
- ・事務所等位置図は、事務所等(委任がある場合は委任先)の所在地図を記入してください。なお、周辺の道路や目標等が確認できる内容としてください。

また、住宅地図やデジタル画像を出力したものやパンフレット等の確認できるものであれば添付も可とします。ただし、周辺の道路や目標等が確認できる内容としてください。

※常駐する従業員がいない場合は事務所として認められません。

⑧登記事項証明書(登記簿謄本)又は身分証明書<写し可>

(※申請日前3箇月以内に証明されたもののみ有効)

申請者が法人の場合は所管の法務局発行の登記事項証明書(登記簿謄本) <写し可>を、個人の場合は本籍地の市区町村発行の身分証明書<写し可>を添付してください。

⑨財務諸表<写し可>

申請者が法人の場合は、決算報告書の写しを、個人の場合は、貸借対照表と損益計算書の写しを添付してください。貸借対照表・損益計算書を作成していないときは、収支決算書の写しを添付してください。

なお、申請日直前の1営業年度のもの(決算の確定したもの)を添付してください。

⑩市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」<写し可>

(※申請日前3箇月以内に証明されたもののみ有効)

市町村税について、地方税法の規定により徴収の猶予を受けており、滞納していないことを証明する書類を提出できない場合は、納税証明書<写し可>と市町村税の徴収の猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを添付してください。

※東京23区は都税が対象です(個人にあっては区税及び都税)。

※国税・県税の提出は不要です。

①返信用封筒(認定通知書送付用)

返信用封筒(長形3号、宛先記入、110円切手貼付)を添付してください。

申請内容に変更があったときは

申請後、資格有効期間内にその内容に変更があったときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(様式第7号)(以下「変更届」という。)及び必要書類(下記【別表】参照)を速やかに契約監理課へ提出してください。変更届の様式は、必ず山口市公式ウェブサイトからダウンロードしたものを使用してください。

変更届の提出者は代表者となります。なお、変更があったにも関わらず変更届の提出がない場合、入札に参加できない場合がありますので御注意ください。

※各証明書については、写し可としますが、申請日前3箇月以内に証明されたものののみ有効となります。

【別表】

変 更 内 容	提 出 書 類
1.許可(登録)更新	・営業の許可(登録)証明書等の写し(許可等が必要な場合のみ)
2.営業種目の追加、削除	・変更届 ・営業の許可(登録)証明書等の写し(許可等が必要な場合のみ)
3.企業合併	・競争入札参加資格承継承認申請書 ・資格継承を証明する書類(合併に関する契約書等) ・新規登録時と同じ申請書類一式(返信用封筒は不要)
4.資本関係・役員兼任状況の変更	・資本関係及び役員兼任に関する調書
5.本社及び本店関係の変更	
①組織・社名変更	・変更届 ・使用印鑑届／委任状 ・登記事項証明書
②住所変更	・変更届 ・使用印鑑届／委任状 ・登記事項証明書 ・新住所地の市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」(本社・本店で山口市と契約する場合で、所在市町村が変わる場合) ・事務所等位置図・事務所等写真(本社・本店の住所が山口市の場合のみ)
③代表者変更	・変更届 ・使用印鑑届／委任状 ・登記事項証明書(法人の場合) ・個人事業主が他者へ事業を受け渡すときは、承継承認申請となりますので、お問い合わせください。
④Tel・Fax・Mailの変更	・変更届
6.支社及び支店関係の変更(委任関係がある支店等の場合のみ届出が必要)	
①住所変更	・変更届 ・使用印鑑届／委任状 ・登記事項証明書(登記に支店等の記載がある場合) ・新住所地の市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」(支店等の所在市町村が変わる場合) ・事務所等位置図・事務所等写真(山口市内の支店等の住所変更のみ提出)
②名称の変更	・変更届 ・使用印鑑届／委任状 ・登記事項証明書(登記に支店等の記載がある場合)
③支店長等の変更	・変更届 ・使用印鑑届／委任状
④支店等の廃止 (本店での契約へ変更)	・変更届 ・使用印鑑届／委任状 ・本店の所在地の市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」
⑤Tel・Fax・Mailの変更	・変更届

7.新たな受任者の設定	・変更届 ・使用印鑑届／委任状 ・登記事項証明書(登記に支店等の記載がある場合) ・受任者の所在地の市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」 ・事務所等位置図・事務所等写真(受任者の住所地在山口市の場合のみ提出)
8.山口市内の支店等の 設立・廃止 (上記6又は7以外)	・変更届 ・山口市の「滞納の無いことの証明書」(設立の場合) ・事務所等位置図・事務所等写真(設立の場合)
9.使用印変更	・変更届 ・使用印鑑届／委任状
10.廃業の場合	・変更届
11.入札参加資格の取消を 希望する場合	・変更届

※登記事項証明書の提出が必要な場合において、登記の変更までに相当の日数を要するときは、株主総会の記録等、変更内容及び変更日が確認できる書類の写しをもって代えることができます。この場合は、後日、変更内容が記載された登記事項証明書<写し可>を提出してください。

※東京23区の例外・・・税に関する証明は、都税が対象です。23区内の住所変更の場合は、税に関する証明のみ提出不要です(個人については、区税及び都税が対象ですので、区が変わる際も提出が必要です。)

更正手続等の開始の決定を受けた会社等の特例について

競争入札参加資格を有する者が、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けたときは、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として再度資格審査を行うことができます。この場合において、当該決定を受けた事業者は、下記の書類を提出してください。

【申請書類】

- ・競争入札参加資格再審査申請書(様式第8号)
- ・更生手続等に関する書類(更生手続き開始の決定書等)
- ・新規登録時と同じ申請書類一式(返信用封筒は不要)

競争入札参加資格の承継承認申請について

次に掲げる者が競争入札参加資格を承継しようとする場合は、下記の書類を提出してください。

- (1) 有資格業者が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 有資格業者が法人を設立した場合におけるその法人
- (3) 有資格業者が廃業した場合におけるその営業を譲り受けた者
- (4) 有資格業者が合併した場合における合併後存続する法人又は合併によって設立した法人

【申請書類】

- ・競争入札参加資格承継承認申請書(様式第9号)
- ・資格継承を証明する書類(合併に関する契約書等)
- ・新規登録時と同じ申請書類一式(返信用封筒は不要)

営業種目一覧表

区 分		コード		具体的事例	許認可等（【 】内は関係する法律・条例） ◎は写しの添付必須
0 1	印刷・製本類	0 1	写植	写植、フォーム印刷	
		0 2	軽印刷・製本		
		0 3	地図		
		9 9	その他		
0 2	文具・事務用機器類	0 1	用紙類	洋紙、和紙、板紙、感光紙	
		0 2	P P C用紙		
		0 3	文具・事務機器	教材、印刷機、複写機、シュレッダー、OAサブライ品	
		0 4	家具類	事務机、保管庫、木製家具、大型据付黒板	
		0 5	印章・ゴム印		
		9 9	その他		
0 3	電気通信機器類	0 1	家庭電器	テレビ、冷蔵庫、掃除機、エアコン	
		0 2	電気通信機器	無線、電話交換機、携帯電話、GPS、電気計装機器	
		0 3	視聴覚機器	OHP、ビデオソフト、映画フィルム	
		0 4	電設材料	コード、電線、配電盤	
		0 5	パソコン・ネットワーク機器	パソコン、プリンタ、LAN用品、電子黒板、タブレット	
		0 6	ソフトウェア	ソフト類	
		9 9	その他		
0 4	医療・理化学機器類	0 1	医療機器	レントゲン、CTスキャナー、心電計、AED	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項】 管理医療機器販売業・貸与業届出 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3第1項】
		0 2	理化学機器	各種実験装置、分析装置	
		0 3	光学機器	顕微鏡、望遠鏡	
		0 4	計測機器	計量、計測、測量機器	特定計量器販売事業届出【計量法第51条第1項】
		0 5	介護機器	車いす、ベッド等	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項】 管理医療機器販売業・貸与業届出 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3第1項】
		0 6	量水器		
		0 7	獣医科用機器	各種獣医科用機器	動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項】 動物用管理医療機器販売・貸与業届出 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3第1項】
		9 9	その他		
0 5	産業・工作機器類	0 1	建設機器	ブルドーザー、クレーン	
		0 2	農林水産用機器	トラクター、チェーンソー、海水ろ過装置、草刈機、芝刈機	
		0 3	一般工作機器	旋盤、研削盤、ボイラー	
		0 4	厨房機器	調理器、流し台、業務用冷凍庫・冷蔵庫	
		0 5	家庭用機器	ミシン、編み機	
		0 6	環境機器	ごみ(生ごみ)処理機、空気清浄機	
		0 7	諸機器	両替機、券売機	
		9 9	その他		

営 業 種 目 一 覧 表

その2

区 分		コード	具体的事例	許認可等（【 】内は関係する法律・条例） ◎は写しの添付必須
0 6	車両・船舶類	0 1	四輪車両	自動車特定整備事業の認証【道路運送車両法第78条第1項】
		0 2	二輪車両	
		0 3	じん芥収集車	
		0 4	自転車	
		0 5	船舶	
		0 6	車両工具部品	
		0 7	船舶工具部品	
		9 9	その他	
0 7	薬品類	0 1	医療薬品	薬局医薬品製造販売業許可【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項】 医薬品販売業許可【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項】
		0 2	動物薬品	動物用医薬品店舗販売業許可【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項】
		0 3	農業薬品	農薬販売届【農薬取締法第17条第1項】
		0 4	工業薬品	毒物劇物販売業登録票【毒物及び劇物取締法第4条第1項】
		0 5	衛生材料	管理医療機器販売業・貸与業届出 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3第1項】
		9 9	その他	
0 8	油脂・燃料類	0 1	石油	揮発油販売業登録 【揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条】
		0 2	プロパンガス	液化石油ガス販売事業登録【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項】 高圧ガス販売事業届【高圧ガス保安法第20条の4】
		0 3	諸油	潤滑油、混合油
		0 4	灯油	タンクローリーによる配達
		9 9	その他	
0 9	材料類	0 1	鋼材	丸鋼、平鋼、形鋼、線材
		0 2	木材	丸材、平材
		0 3	コンクリート・セメント・アスファルト	矢板、ヒューム管、ブロック、レミファルト
		0 4	砂・砂利・砕石	
		0 5	諸材料	タイル、畳、ガラス、塗料
		0 6	凍結防止剤	
		9 9	その他	
1 0	繊維・靴・鞆類	0 1	被服	作業服、帽子
		0 2	寝具・縫製品	布団、シーツ
		0 3	靴・鞆	
		9 9	その他	
1 1	文化・体育・保育用品類	0 1	書籍・雑誌	図書、法令集、刊行物
		0 2	音楽用品	楽器、楽譜、音楽CD
		0 3	スポーツ用品	
		0 4	教育用機械器具	理科実験器具、実習器具
		0 5	遊具、玩具、保育用品	遊具、玩具、保育用品 レジャー用品
		9 9	その他	
1 2	写真・写真用品類	0 1	写真用品	フィルム、カメラ、引伸機
		0 2	現像焼付	
		0 3	青写真	
		9 9	その他	

営 業 種 目 一 覧 表

その3

区 分		コード		具体的事例	許認可等（【 】内は関係する法律・条例） ◎は写しの添付必須
1 3	消防用機器類	0 1	消防車両		
		0 2	救急車		◎高度管理医療機器等販売業・貸与業許可 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項】
		0 3	救急機器類		
		0 4	消火・避難機器類		
		0 5	救助機器類		
		0 6	消防・防災機器類		
		0 7	防火衣・被服類		
		0 8	通信機器類	無線通信関係	
		9 9	その他		
1 4	イベント用品	0 1	テント、シート		
		0 2	貴金属・時計		
		0 3	贈答品・記念品	トロフィー、進物品	
		0 4	看板類	横断(懸垂)幕、腕章	屋外広告業登録通知書【山口県屋外広告物条例第22条第1項】
		9 9	その他		
5 0	その他	0 1	荒物・金物・雑品	ほうき、ロープ、大工道具、ゴム製品	
		0 2	食品		米穀の出荷又は販売の事業の届出【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項】
		0 3	動植物・飼料肥料	牛、豚、苗木、餌	飼料販売業者届【飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項及び2項】 肥料販売業務開始届【肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項】
		0 4	装飾	じゅうたん、カーテン、いすカバー	
		0 5	山口市指定ごみ袋製造		
		0 6	電気	電力供給	◎小売電気事業を営もうとする者の登録についての通知書【電気事業法第2条の2】
		0 7	自動販売機の設置	行政財産使用下での設置	
		9 9	その他		
5 1	市有物品等の売払い	0 1	不用品		古物商許可証【古物営業法第3条第1項】 金属くず類回収業許可（自治体の条例がある場合のみ） 【（例）山口県：金属くず類回収業に関する条例第3条】
		0 2	じん芥収集車		
		0 3	資源物(金属類)	アルミ缶プレス、スチール缶プレス、破碎アルミ、破碎鉄等	金属くず類回収業許可（自治体の条例がある場合のみ） 【（例）山口県：金属くず類回収業に関する条例第3条】
		0 4	資源物(ペットボトル)		
		0 5	資源物(リターナブルびん)		
		0 6	資源物(その他)		
		0 7	資源物(ガラスくず)	破碎したビン	
		0 8	資源物(新聞)		
		0 9	資源物(雑がみ)		
		1 0	資源物(ダンボール)		
		1 1	資源物(紙パック)		
		1 2	資源物(シュレッダーダスト)		
		1 3	資源物(使用済小型家電)	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第1条に定められた小型電子機器等	◎認定事業者の認定証 【使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項】
		2 1	一般車両		
		2 2	特殊車両	消防車、救急車等	
		3 1	売電		
		9 9	その他		

営 業 種 目 一 覧 表

その4

区 分		コード		具体的事例	許認可等（【 】内は関係する法律・条例） ◎は写しの添付必須
5 2	リース・ レンタル	0 1	事務機器類	印刷機、複写機	
		0 2	家具類	机	
		0 3	電気通信機器類	家電、視聴覚機器	
		0 4	パソコン・ ネットワーク機器類	パソコン類、ソフト、 プリンタ	
		0 5	医療理化学機器類		高度管理医療機器等販売業・貸与業許可 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等 に関する法律第39条第1項】 管理医療機器販売業・貸与業届出 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等 に関する法律第39条の3第1項】
		0 6	産業工作機器類		
		0 7	車両船舶類	レンタカー	
		0 8	寝具類		
		0 9	イベント用品類	テント、簡易トイレ	
		1 0	プレハブ類	事務所、校舎	
		9 9	その他		

区 分		コード		具体的事例	許認可等（【 】内は関係する法律・条例） ◎は写しの添付必須
5 3	業務委託 (建物等の保守 管理・運営)	0 1	浄化槽の清掃・保守 (建物と一体として 行う場合を除く。)	浄化槽・合併処理槽等 の清掃・保守	◎浄化槽清掃業の許可証【浄化槽法第35条第1項/山口市 廃棄物の処理及び清掃に関する条例第32条第1項】 ◎浄化槽保守点検業者の登録証【浄化槽法第48条第1項/ 山口県浄化槽保守点検業者登録条例第3条第1項】
		0 2	貯水槽の清掃・保守 (建物と一体として 行う場合を除く。)	貯水槽・受水槽・ 高架水槽・給水設備等 の清掃・保守	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条 の2第1項】
		0 3	電気設備保守	受電設備・変電設備等の保 守点検 ※自家用電気工作物を除 く。	電気主任技術者免状【電気事業法第43条第1項】 電気工事士免状【電気工事士法第4条】
		0 4	自家用電気工作物 保安	自家用電気工作物の保 守点検	電気主任技術者免状【電気事業法第43条第1項】 電気工事士免状【電気工事士法第3条】
		0 5	空調設備保守	空調設備・冷暖房・冷温水 器等の保守点検	
		0 6	通信施設設備保守	無線機・電話設備・電話交 換機・非常用通報装置等の 保守点検	(無線を扱う場合) 無線従事者の資格【電波法第39条第1項】
		0 7	エレベーター設備 保守	エレベーター・昇降機・階 段昇降機の保守点検	◎昇降機等検査員資格者証【建築基準法第12条】
		0 8	ボイラーの清掃・ 保守	ボイラーの清掃・保守点検	ボイラー技士免許状【労働安全衛生法第45条第2項】 危険物取扱者免状【消防法第13条】
		0 9	消防設備保守	消火設備・火災報知設備・ 消火器等の保守点検	◎消防設備士免状【消防法第17条の5】
		1 0	プラント施設 運転管理・保守点検		
		1 1	環境測定	建築物空気環境測定、 建築物飲料水水質検査 等	建築物空気環境測定業登録証明書 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2 第1項】 建築物環境衛生総合管理業登録証明書 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2 第1項】 建築物飲料水水質検査業登録証明書 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2 第1項】
		1 2	建築物ねずみ昆虫 駆除	建築物内ねずみ・シロア リ・ゴキブリ等の駆除	建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2 第1項】
		1 3	施設（屋内）の清 掃	庁舎清掃等	建築物清掃業登録証明書 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2 第1項】 建築物環境衛生総合管理業登録証明書 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2 第1項】
		1 4	施設の管理運営	受付・電話交換業務、施設 の管理・運営業務等	
		1 5	樹木管理（敷地内 のもの）	敷地内樹木の剪定・殺虫消 毒・倒木処理・除草・草刈 り等	
		1 6	道路・公園・森林 等の清掃・管理	道路・公園等の清掃・草刈 り等、公園・森林等の樹木 管理(松食い虫駆除・竹の 伐採を含む。)	
		1 7	市道の除雪		
		1 8	自動ドア設備保守	自動ドアの保守点検	
		1 9	河川管理施設の保 守点検	樋門・水門・取水ゲー ト等の保守点検	
		9 9	その他		

区 分		コード		具体的事例	許認可等（【 】内は関係する法律・条例） ◎は写しの添付必須
5 4	業務委託 (上下水道施設の 管理・清掃)	0 1	上水道施設の 運転・管理	水源地、取水場、浄水 場、ポンプ場等の施設 及び機器の運転・管理	
		0 2	上水道施設の 清掃	管渠、配水地等各種水槽・ タンク類、取水・浄水・排 泥処理施設等の清掃	
		0 3	下水道施設の 運転・管理	処 理 場、中 継 ポ ン プ 場、マンホールポンプ 設備の運転・管理	
		0 4	下水道施設の清掃	管渠、処理場、ポンプ 施設等の汚泥引抜	
		0 5	上下水道施設の 調査	管渠内カメラ調査、漏 水調査	
		9 9	その他	メーター交換等	
5 5	業務委託(廃棄 物処理)	0 1	一般廃棄物 (収集・運搬)		一般廃棄物収集運搬業許可証 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項/山口市 廃棄物の処理及び清掃に関する条例第32条第1項】
		0 2	一般廃棄物 (処分)		一般廃棄物処理業許可証 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項/山口市 廃棄物の処理及び清掃に関する条例第32条第1項】
		0 3	産業廃棄物 (収集・運搬)		◎産業廃棄物収集運搬業許可証 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項】
		0 4	産業廃棄物 (処分)		◎産業廃棄物処分業許可証 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項】
		0 5	特別管理廃棄物の 処理	特 別 管 理 廃 棄 物 の 収 集、運搬又は処分	◎特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項】 ◎特別管理産業廃棄物処分業許可証 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項】
		0 6	乾電池処理又は処分		
		0 7	蛍光管処理又は処分	破碎した蛍光管の処理又は 処分	
		9 9	その他		
5 6	業 務 委 託 (警 備)	0 1	機械警備	機械警備	◎公安委員会の認定通知【警備業法第4条、5条第2項】 ◎機械警備業務開始の届出【警備業法第40条】
		0 2	警備（機械警備を 除く。）	パトロール、監視、夜間巡 視、イベント警備等	◎公安委員会の認定通知【警備業法第4条、5条第2項】
		9 9	その他	※公安委員会の認定を 必要としないもの	
5 7	業務委託(調 査・研究) (設計関係を 除く。)	0 1	調査・分析	意識調査、市場調査、 交通量調査等	
		0 2	研究	各種試験研究等	
		0 3	検査・測定	水質検査、ダイオキシン測 定、ばい煙測定等	計量証明事業登録（特定濃度）/（濃度）/（音圧レベル）/ （振動加速度レベル）/その他【計量法第107条】
		9 9	その他		
5 8	業務委託 (電気通信サー ビス)	0 1	情報及びデータバ ースのオンライン検索	気象情報・防災情報等 の提供	
		0 2	情報及びデータの オンライン処理		
		9 9	その他	電話代行、ボイスメール、電 子データ交換(EDI)等	

営 業 種 目 一 覧 表

その7

区 分		コード	具体的事例	許認可等（【 】内は関係する法律・条例） ◎は写しの添付必須
5 9	業務委託 (コンピュータ サービス)	0 1	システムの設計・開発	システム基本設計、システム開発等
		0 2	システムの保守・維持・運用管理	システムの運用保守
		0 3	データ処理	データ入力、データ変換、データベース作成、バックアップ等
		0 4	文書等の電子化	公文書・申請書等の電子化、写真資料の電子データ化（スキャニング作業）
		0 5	データのオペレーション	コンピュータ等の操作
		0 6	コンピュータの保守及び管理	P C ・ サーバ等の保守点検等
		9 9	その他	
6 0	業務委託 (企画・製作)	0 1	物品	展示品・レプリカ等の製作・修復
		0 2	看板	看板・パネル・懸垂幕・横断幕・標識・案内板等の製作・設置
		0 3	映画・ビデオ	映画製作、ビデオソフト製作、ダビング等
		0 4	広告・広報	テレビ・ラジオ・新聞等による広告及び広報
		0 5	広告代理	市刊行物等の広告募集・制作
		0 6	イベント等の企画	イベント・セミナー・研修等の企画立案
		0 7	イベント等の運営	会場設営、展示作業、イベント・セミナー・研修等の運営等
		0 8	デザイン企画	看板・印刷物等のデザイン
		0 9	ホームページ作成	ホームページの作成、管理等
		1 0	設計（建設業等資格審査の対象となる設計を除く。）	船舶等の設計
		9 9	その他	筆耕、教材作成等
6 1	業務委託 (写真・製図)	0 1	写真・製図	写真撮影、航空写真撮影、図面作成
		0 2	マイクロ写真	
		9 9	その他	
6 2	業務委託 (運送・旅行)	0 1	旅客運送	タクシー・バス運行業務、運転代行業務等
		0 2	貨物運送	引越、展示品の搬送等
		0 3	山口市指定ごみ袋の保管・配送	◎一般旅客自動車運送事業の許可証（免許） 【道路運送法第4条第1項】 ◎一般貨物自動車運送事業の許可証（免許） 【貨物自動車運送事業法第3条】 または ◎貨物軽自動車運送事業の届出 【貨物自動車運送事業法第36条第1項】
		0 4	旅行代理及び旅行業	◎一般貨物自動車運送事業の許可証（免許） 【貨物自動車運送事業法第3条】 または ◎貨物軽自動車運送事業の届出 【貨物自動車運送事業法第36条第1項】
		0 5	特定信書便	◎旅行業又は旅行業者代理業の登録証【旅行業法第3条】
		9 9	その他	◎特定信書便事業の許可証【民間事業者による信書の送達に関する法律第29条】

営 業 種 目 一 覧 表

その8

区 分		コード		具体的事例	許認可等（【 】内は関係する法律・条例） ◎は写しの添付必須
6 3	業務委託 (整備（保守及び修理）)	0 1	自動車	自動車車両点検、自動車修理等	自動車特定整備事業の認証【道路運送車両法第78条第1項】
		0 2	機械・機器及び金属製品	産業工作機器・電気通信機器・理化学機器・計測機器・電気計装機器・医療機器等の整備	
		0 3	設備 (建物等以外)	プール循環装置・音響設備等の整備	
		0 4	楽器	ピアノ調律等	
		0 5	複写機の保守		
		9 9	その他		
6 4	小規模修繕	0 1	大工修繕	大工修繕等	
		0 2	左官修繕	モルタル修繕、吹付け修繕等	
		0 3	電気修繕	電気配線、照明設備修繕等	
		0 4	管修繕	冷暖房設備修繕、空調修繕、給排水修繕等	
		0 5	防水修繕	アスファルト、モルタル、シート等防水修繕	
		0 6	内装修繕	インテリア修繕、天井・壁張修繕、内装間仕切り修繕、カーテン・ブラインド修繕、畳・ふすま張替え等	
		0 7	ガラス・建具修繕	ガラス加工取付修繕、建具・サッシ・ふすま取付修繕等	
		9 9	その他		
9 9	業務委託 (その他)	0 1	クリーニング		◎クリーニング所検査確認済証【クリーニング業法第5条の2】
		0 2	医事業務	医療事務、健康診断等、レセプト点検	
		0 3	検体検査	血液検査、尿検査、ギョウ虫検査、保菌検査等	◎医療機関としての登録証【医療法第7条】 または ◎衛生検査所としての登録証【臨床検査技師等に関する法律第20条の3】
		0 4	給食業務	施設給食等	食品営業許可【食品衛生法第55条第1項】
		0 5	環境保護サービス	鳥獣保護、有害鳥獣駆除等	網猟免許・わな猟免許・第一種銃猟免許・第二種銃猟免許【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第39条第1項】
		0 6	人材派遣サービス	研修講師、バス添乗等（他のコードに該当しない業務）	◎労働者派遣事業の許可証【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項】
		0 7	複写サービス		
		0 8	翻訳・通訳		
		0 9	会議録等の作成	会議録作成、議事録作成、テープおこし等	
		1 0	保険	損害保険	
		1 1	監査・コンサルティング	セキュリティ監査、コンサルティング業務等	
		1 2	埋蔵文化財発掘調査時の表土除去等	重機・手作業による掘削等	
		1 3	コールセンター（電話催告）業務		
		9 9	その他		